

# 議会運営委員会記録

1 日 時 平成29年 9月 6日 (水曜日)

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前 10時22分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長	金 厚 有 豊
副委員長	佐 藤 則 寿
委 員	舎 川 智 也
//	江 西 照 康
//	成 田 光 雄
//	横 野 昭
//	村 石 篤
//	高 田 重 信
//	村 家 博
//	柞 山 数 男



4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

**【議会事務局】**

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	金井 沙織



## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 ただいまから協議を始めますが、それよろしいでしょうか。

村石委員 緊急動議の提案をいたします。動議の内容は、金厚議会運営委員会委員長の辞職勧告について、お諮りいただきたいということです。まず、その理由についてです。昨日、富山市監査委員から自民党会派に対して、政務活動費の返還勧告が出されました。その総額については196万余円ということになっていますけれども、金厚議員は、その中のうち、約175万円が該当しているという勧告がなされました。このことに対して、自民党会派は真摯に受けとめていると、そして、返還するというのを、マスコミの報道で知ることができました。議会運営委員会委員長という役職は、議員のかがみ、議会運営のかなめなわけですよ。

そういう役職にある方が、175万円を返還しなさいという勧告を受けたということは、非常に大変なことであると思いますし、そのことから考えると、委員長としては不適格ではないかというぐあいに考えます。では、勧告の目的です。勧告の目的は、議会に対する市民からの信頼回復を行うためであると思います。きょうの報道を見て、市民は、まだ政務活動費の不適切な請求があったのかということで、大変な怒りを持っていると思います。そして、不信感を持っていると思います。そういう市民に対して、議会として信頼回復を行うための一つとして、やはり、そういう不適切な支出があった人に対しては、要職を辞職するということが、議会としても求められているというぐあいに思います。それから市民の方からは、まだあるのではないかと、ほかの議員もあるのではないかと言われています。そういうことから、今後一人一人の議員が、政務活動費の不正がないかということに改めてチェックをして、緊張感を持って、政務活動費を使っていく必要があると思っています。結論ですが、要するに、金厚委員長については、この問題が明らかになった以上、議会運営委員会委員長として不適格だと申し上げるとともに、新たな委員長

のもとで十分な審議をしていくということが求められていると思います。したがって、ぜひ、この委員長辞職勧告決議に賛同をお願いしたいと思います。

委員長 今ほど、私に対する委員長不信任動議が、提案されましたので、ここで委員長職を副委員長と交代し、私は一旦退室させていただきます。

〔委員長退室〕

〔副委員長、委員長席へ〕

副委員長 ただいま、金厚委員長に対する不信任動議が提案されました。  
ここで、委員外議員である赤星議員より、事前に発言の申出書が提出されておりますので、お諮りいたします。  
赤星議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副委員長 挙手多数であります。  
よって、赤星議員の発言は、許可することに決定いたしました。

赤星議員

ありがとうございます。お許しをいただきまして、委員外議員として発言をさせていただきます。ただいま村石委員から御提案のあった金厚委員長の不信任動議に、私は賛成の立場です。同じように不信任、解任を提案したいと思っております。その理由を述べます。昨日からの報道のとおり、富山市監査委員は政務活動費について、市民団体と個人の行った住民監査請求の結果、違法、不当な支出があったことを認め、自民党会派に約196万円の返還を求めるよう、森市長に勧告されました。その中で唯一の現職議員で、合わせて175万円余りが運用指針に合致しない支出だったと指摘されたのが、金厚 有豊議員です。一つに、この件は単なるミスなどという問題ではありません。なぜなら金厚議員は、4件の広報誌作成代・送付代で合わせて168万円について、監査委員に議員みずから、この支出が後援会便りと合わせて作成した費用であると説明し、監査の結果の通知文書にそのことが明記されています。つまり、金厚議員はみずからこの事実を知りながら、今日まで隠してきたということが言えます。二つに、金厚議員は昨年、政務活動費不正が発覚したときからことしの改選時まで、副議長を務めておられました。不正の徹底



究明と再発防止、信頼回復を図るべく努力してきた富山市議会の副議長でありながら、また、現在は議会運営委員長でありながら、みずからの、このような高額な不正について黙っていたということは、許されることではないと思います。富山市議会の議会運営委員会委員長という重要なポストをこのままお任せしては、信頼回復はできません。委員の皆様方には、賢明な御判断をされますよう御提案申し上げ、私の発言といたします。ありがとうございました。

副委員長 この金厚委員長に対する不信任動議について、直ちに議題とし、委員会条例第56条により、挙手により採決いたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、金厚委員長に対する不信任動議に、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副委員長 挙手少数であります。

よって、金厚委員長に対する不信任動議は、  
否決されました。

それでは、委員長職を交代いたします。

〔委員長入室〕

副委員長      それでは改めて、ただいま、金厚委員長に  
対する不信任動議が否決されました。  
そのことを御報告し、委員長にかわります。

〔副委員長、自席へ〕

委員長          今ほど副委員長のほうから報告を受けまし  
た。ありがとうございました。  
まず、協議事項1番目の9月定例会の運営  
についてであります。  
1つ目の「企業会計における剰余金の処分  
等に係る議案の取扱いについて」でありま  
すが、昨日、市長から、この議案について  
の提案がありました。  
この企業会計における剰余金の処分等につ  
いては、地方公営企業法の一部改正により、  
平成24年度から、決算認定議案とは別に、  
議案として審査することとしております。  
企業会計の決算認定議案については、さき  
の議会運営委員会において、企業会計決算  
特別委員会を設置し、閉会中の継続審査と

することとされております。

そこで、この剰余金処分等の議案についても、昨年度と同様に決算認定議案と一括して、企業会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とする取扱いにいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
次に、2つ目の一般質問について、今回は26名の方から通告がありました。  
このことから、予備日としておりました、15日についても一般質問を行うこととし、質問の順序については、お手元の資料のとおりとなりますが、このように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
次に、3つ目の請願・陳情につきましては、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり、請願3件、陳情6件であります。  
このうち、請願1番目の「学校司書配置に関する請願書」及び陳情4番目の「平成2

9年3月21日に私が提出をした『情報公開の開示決定の決裁に行政管理課が加わることを求める陳情書』の総務文教委員会の審査で、行政管理課課長の答弁に重要な部分で間違いがあるので、再審査を求める陳情書」については、総務文教委員会への付託、また、請願2番目の「議会改革の推進に関する請願書」については、この議会運営委員会への付託、請願3番目の「保育料に関する請願書」については、厚生委員会への付託と、所管の委員会に付託される予定でありますので、御承知おき願います。

次に、陳情1番目の「年金収入だけで生活は困難に関する陳情書」についてですが、議長から「この陳情には、陳情人の生活困窮の訴えが書かれているのだが、最終的な願意が明確でなく、個人の生活状況について、議会が採否の判断をするということは適当ではないと考える。このことから、委員会での審査になじまないのではないか」という議長の見解から、請願・陳情の取扱要領に沿って、当委員会としての意見を求められております。

そこで、本件について、所管委員会への付託、審議を行うべきか、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田委員 年金問題は、大変問題になっていることではあります。自民党の意見交換の中では、現時点において、これは委員会での審査になじまないのではないかということで、付託及び審議を行う必要はないという意見です。

委員長 今ほど、自民党さんのほうから委員会での審査になじまないという御意見でありました。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、平成29年分陳情第17号については、議会運営委員会の意見として、「本陳情は、議長の見解のとおり、案件の性質上、委員会での審査になじまないと考えることから、今定例会において、所管の委員会への付託及び審議を行う必要はないと考える」との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、陳情２番目の平成２９年分陳情第２２号及び３番目の平成２９年分陳情第２３号についてですが、議長から、「各陳情は過去の議会において、結論が出されており、その後の状況に変化がないと考えられることから、今定例会において、改めて、付託・審議をする必要はないのではないかと考える。このことから、各陳情の取扱いについて疑義がある」との議長の見解から、請願・陳情の取扱要領に沿って、当委員会としての意見を求められております。そこで、これらについて所管委員会への付託・審議を行うべきか、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田委員 議長の見解のとおり、状況に変化のない中での陳情であるということに対しては、今定例会において改めて、付託・審議をする必要はないと思います。

委員長 他の意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 それでは、平成２９年分陳情第２２号及び、平成２９年分陳情第２３号については、議会運営委員会の意見として、「議長の見解

のとおり、前回協議時から、状況は変わらないと考えられることから、今定例会において、改めて、所管の委員会への付託及び審議を行う必要はないと考える」との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
次に、陳情5番目の平成29年分陳情第25号及び陳情6番目の平成29年分陳情第26号についてですが、議長から、「各陳情の求める趣旨については、市民のニーズが多いとは言えない状況であり、議会として、現行の取扱いを改める必要性は感じられないことから、今定例会において、付託・審議をする必要はないのではないかと考える。このことから、本件陳情の取扱いについて疑義がある」との議長の見解から、請願・陳情の取扱要領に沿って、当委員会としての意見を求められております。  
そこで、本件について、所管委員会への付託、審議を行うべきか、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田委員 この件につきましては、特に議会改革検討調査会だとか、そういった中で進めていくべきと読み取れることもあるのですが、今定例会においては、取り扱う必要はないと思います。

村石委員 結論的には自民党会派さんと同じなのですが、補足をしておきますと、6月定例会からは委員会の記録については、当局側の説明については要旨、そして質疑答弁については口述記録ということになりましたので、そういう意味では、開かれた議会としての中身が変わってきたということから考えて、陳情書の内容のことを、今、審議することにはならないということだと思います。

委員長 それでは、皆さんの御意見を集約して、平成29年分陳情第25号及び平成29年分陳情第26号については、議会運営委員会の意見として、「各陳情については、議長の見解のとおり、議会として、現行の取扱いを改める必要性は感じられないと考えられることから、今定例会において、所管の委員会への付託及び審議を行う必要はないと考える」との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱う



こととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項4つ目の意見書・決議につきまして、これまでに受理しているものについては、お手元の資料のとおり、請願形式2件、陳情形式1件の3件であります。また、会派から提出されます、意見書（案）、決議（案）につきましては、13日（水曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました、会派からの意見書（案）、決議（案）については、14日（木曜日）の本委員会でお示しし、本日提示いたしました3件の意見書（案）と合わせて、20日（水曜日）の本委員会において、御協議いただくこととなりますので、それまでに、各会派において、御検討をいただきたいと思っております。

次に、協議事項の2番目、議会改革検討調査会の協議結果についてであります。

このことについては、先日、議会改革検討調査会の座長からお手元に配付のとおり、協議結果についての報告を受けておりますので、まず、事務局から説明させます。

議事調査課長　〔資料「議会改革検討調査会の協議結果について」により説明〕

委員長　今ほど事務局から説明がありました。このうち、議会運営委員会に回付されました6一般質問と議案質疑を分けることについて、本日、最終的な結論を出したいと思います。

そこで、この議会改革検討調査会については、全ての会派が委員として入り、活発な議論が行われた中で最終的にこのような協議結果に至ったということで、座長から議長への報告がなされ、本件について、議長から当委員会に回付されたものであります。つきましては、この項目について、議会改革検討調査会での決定を最終確認の上、これを尊重し、その協議結果を本市議会としての最終結論としたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　それでは、そのように決定いたします。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、9月14日（木

曜日)、本会議終了後に行いますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成 29 年 9 月 定例会  
(平成 29 年 8 月 4 日、平成 29 年 9 月 6 日)  
議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

署名委員 村 石 篤

署名委員 高 田 重 信